

福祉

提案・意見

伊勢市避難行動要支援者制度と個人情報

(回答:3月22日時点)

昨年12月に県下市町の各自主防災隊長あてでアンケートがありました。このアンケートの質問の中で「災害時要援護者」の名簿活用しているところがあるのを知りました。

そして元旦に能登半島地震が発生しました。

この名簿活用出来たら助けられる人いるのにといい、1月30日、2月27日のまちづくりの会 会議で市当局の人と話し合いました。

両日とも災害発生時以外 閲覧 口に出して話し合うことすらダメとの回答でした。

伊勢市避難行動要支援者制度の登録案内では自治会 民生委員 消防団となっておりますが、自治会役員の中で民生委員 まちづくりの会事務所に名簿あるようですが閲覧や話し合いすらできない現状です。

把握することすらできない状態でどうやって助けるのですか？

伊勢市避難行動要支援者制度の登録者は助けてもらえると思っているはずです。

防災担当の副市長もお見えですので助け方ご教授ください。

よろしくお願いいたします。

回答

伊勢市では高齢者や障がいのある人等、自分や家族の支援だけでは避難することが困難で、個人情報を提供することに同意した人の名簿を『防災ささえあい名簿』とし、自治会や民生委員等の避難支援等関係者へお渡ししております。

『防災ささえあい名簿』につきましては、自治会においては自治会長が保管することを原則としますが、実際の避難支援等において、自治会長のみが情報を把握していても有効な支援に結び付きにくいと考えられます。

そのため、自治会長が管理できる範囲において、地区ごとの代表者(組長等)やまちづくり協議会等と情報を共有することで、名簿等の有効性が発揮されると思われますので、各自治会で情報共有の範囲につきましてご判断いただくようお願いしているところです。

また、『防災ささえあい名簿』は、平常時に避難支援等関係者へ情報提供することに関して同意を得ているため、日常生活における声掛けや避難訓練等、平常時から活用していただくことが出来ます。

今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当課

高齢・障がい福祉課
市民交流課

(2024年3月回答)【3/18～3/22】

その他

提案・意見

市営住宅の管理人制度廃止を

(回答:3月19日時点)

市営住宅の管理人で苦しんでおり、何度も相談しているが全く改善されず、一市民である、住人に管理人をさせており、「体調悪化により、辞めたい」と、申し出ても、こちらが困ります。との一点張り。片方の住民の意見は、聞き入れ、本来、市役所がやるべき事(共益費の集金、浄化槽等の支払い等々)を、全て管理人に、させている。現金を扱うため、トラブルも発生している。全く改善されないのは、なぜなのか。今、はじまった事ではない！！早急に対応を求む
管理人制度はいし求む

回答

住宅の管理運営におきましては、市営住宅入居者の中から管理人を選任いただき、市及び入居者との連絡調整や共益費等の集金などのほか、市営住宅入居者の自治活動と市営住宅の住環境の維持にご尽力いただいているところです。

管理人は市営住宅の自治活動を担う重要な役割を担っていますが、入居者の高齢化や空き住戸の増加により管理人を担う人材が減少しているというご意見をいただいておりますので、入居者のみなさまによる自治活動及び管理人制度を基本としつつ、管理人の負担を軽減するための対策を進めてまいります。

担当課

住宅政策課

(2024年3月回答)【3/18～3/22】

その他

提案・意見

市政への提案

(回答:3月19日時点)

今どき、性別を書かすのは、そぐわない！！職業を書かせるのもへんけん！！住所、名前、年齢など書く欄があると書きづらい人もいるほんらいの市民の声が届かない回答してください

ホームページが見れない人でも提案箱の回答を見れるように考えてほしい

回答

住所、名前、年齢、性別、職業欄への記載がない場合も受け付けをしています。

ただし、回答をご希望しても、住所や名前の記載がないと、ご本人へ回答を送付することはできません。

また、回答はホームページに掲載するほか、市役所1階市民ホールに掲示するとともに、同場所の「市政への提案箱」の横に2年度分が閲覧できるように綴りを置いています。

担当課

広報広聴課

(2024年3月回答)【3/18～3/22】

その他

提案・意見

空き家対策

(回答:3月19日時点)

1. 2024(令6)4月施行の改正不動産登記法の立位置をかみ砕いて教授して下さい。
2. 改正法は相続人に登記を義務づけ3年以内に手続きをしないと過料を科すと脅しがある。ほんとうでしょうか
3. 過料はいくらですか。

回答

回答1)

相続登記がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題となっております。

この問題解決のため、令和3年4月に不動産登記法改正が公布され、これまで任意だった相続登記が令和6年4月1日から義務化されることになりました。

誠に恐れ入りますが、不動産登記法の関係になりますので詳しくは、津地方法務局伊勢支局へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

回答2.3)

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となり、法務局に申請する必要があります。

正当な理由がなく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があるとしております。

誠に恐れ入りますが、不動産登記法の関係になりますので詳しくは、津地方法務局伊勢支局へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

担当課

住宅政策課

(2024年3月回答)【3/18~3/22】